

令和元年度厚生労働科学研究費補助金(地域医療基盤開発推進研究事業)
「災害時小児・周産期医療体制の構築と認知向上についての研究」
研究代表者 海野信也 (北里大学医学部 産科学・教授)

分担研究報告書

分担研究課題「災害時小児周産期リエゾン連絡協議会の発足を通じた
災害時小児周産期リエゾンの相互連携強化に関する研究」

研究代表者

海野 信也(北里大学医学部 産科学・教授)

研究分担者

井田孔明 (帝京大学医学部附属溝口病院・小児科・教授)

岬 美穂(独立行政法人国立病院機構災害医療センター・非常勤医師)

米倉竹夫(近畿大学医学部奈良病院・小児外科・教授)

津田尚武(久留米大学医学部・産婦人科・講師)

菅原準一(東北大学東北メディカル・メガバンク機構・周産期医学・教授)

中井章人(日本医科大学多摩永山病院・院長)

和田和子(大阪府立母子医療センター・新生児科・主任部長)

鈴木 真(亀田総合病院・産婦人科・産婦人科部長)

大木 茂(聖隷浜松病院総合周産期母子医療センター・新生児科・センター長)

研究要旨

・災害時小児周産期リエゾン連絡協議会 (JADL-P) 運営内規案及び・細則の原案の提供と、本研究の班会議との共催による JADL-P 第 1 回幹事会の開催を通じて災害時小児周産期リエゾン連絡協議会の正式発足の支援を行い、それを実現した。

研究協力者

- 並木由美江(全国保育園保健師看護師連絡会・理事)
- 伊藤隆一(日本小児科医会・副会長)

A 研究目的

2016 年度より開始された厚生労働省医政局による「災害時小児周産期リエゾン養成研修」(以下「養成研修会」)では、都道府県から推薦を受けた産婦人科医・新生児科医・小児科医等が 1 日(2016 年度及び 2017 年度)ないし 1.5 日研修(2018 年度及び 2019 年度)の研修に参加し、医政局長名での修了証を授与されてきている。年間 100 から 200 名弱の修

了者が見込まれており、2019 年度末の時点で、都道府県にそれぞれ数名から十数名ずつ、全体で 600 名以上の修了者が存在することになる。また、都道府県では国による養成に準じた「養成研修会」が企画されつつあり、その修了者を含めると今後、研修修了者は急速に増加すると考えられる。

2018 年度から開始されている第 7 次保健医療計画では、都道府県は災害発生時に医療救護本部等で小児周産期領域について災害医療コーディネーターの支援業務を担当する災害時小児周産期リエゾンを認定することとされており、多くの都道府県で「養成研修会」修了者を中心に認定が進められている。

都道府県で認定された災害時小児周産期リエゾンには、平時において、災害訓練に参加する他、小児周産期領域の災害訓練を企画運営する等、災害対策の中心的存在として活動することが期待されている。

小児周産期領域の災害対策はいまだ十分整備されているとは言えず、経験や知識の蓄積及び共有が必要な段階にある。地域にとって貴重な人的資源であるリエゾン研修受講者が、災害発生時に迅速かつ有効に災害時小児周産期リエゾンとしての役割を發揮してもらうためには、継続的な再研修やリエゾン相互の交流を通じた知識の更新の機会の提供が必要と考えられる。

「養成研修会」修了者は、医政局、「養成研修会」事務局及び都道府県は把握し、連絡をとることができるが、修了者相互が地域を超えて連絡を取り合う手段は現状では存在しない。

現時点では各地域の災害時小児周産期リエゾン及び「養成研修会」修了者は少数であり、各地域で適時十分な情報が共有されているとは言えず、いわば孤立状態にあると。地域の枠を超えた相互交流を推進することは、各地域における小児周産期領域の災害対策の充実のためのも有効と考えられる。

本研究では、2018 年度より災害時小児周産期リエゾン研修修了者に対して情報交換・共有できる機会を提供するための方策としてのリエゾン間の情報共有組織としての「災害時小児周産期リエゾン連絡協議会(仮称)」の発足可能性及びそのための具体的進め方を検討してきており、2019 年度は、その正式発足に向けた支援を行うことを目的として研究を進めた。

B 研究方法

- 1) 災害時小児周産期リエゾン連絡協議会(JADL-P)運営内規案及び・細則の原案の提供。
- 2) 本研究の班会議との共催による JADL-P 第 1 回幹事会の開催。

C 研究成果

- 1) 災害時小児周産期リエゾン連絡協議会(JADL-P)運営内規及び・細則の原案の提供:前年度の本研究の成果物である JADL-P の運営内規及び細則の原案を 2019 年 4 月 5 日開催の日本小児医療保健協議会(四者協)合同委員会第 10 回小児周産期災害医療対策委員会に提供し、これを基に同委員会において運営内規案及び細則案が決定された。この案は 2019 年 5 月 15 日に開催された第 190 回四者協において承認され、運営内規及び細則が正式決定となった。
- 2) 本研究の班会議との共催による JADL-P 第 1 回幹事会の開催:財務基盤が脆弱な JADL-P 第 1 回幹事会の開催を実現するため、第 1 回幹事会を本研究と日本周産期・新生児医学会災害対策委員会との共催の形で開催することとした結果、2019 年 7 月 13 日、日本周産期・新生児学会の学術集会時に開催することができた。
- 3) その結果、JADL-P は幹事会、事務局の役割分担を正式に決定して発足することが可能になった。JADL-P は入会者の募集を開始しており、2020 年度の第 1 回災害時小児周産期リエゾン連絡協議会の総会の開催に向けて活動を進めることが可能になっている。(別紙参照)

D 考察

災害時小児周産期リエゾンは、その活動要項において都道府県が任命することとされている。大規模災害において、災害時小児周産期リエゾンが有効に活動するためには、都道府県境を超えた、保健医療調整本部間、リエゾン間の相互連携が必要になる。このような連携を円滑に進めるためには、平時からの認識の共有が重要である。現時点では広域のリエゾン間の相互連携のための公的な枠組みは構築されていない。そこで本研究では、専門領域の学会・団体の災害対策の委員会等の多くの連合体である日本小児医療保健協議会(四者協)小児周産期災害医療対策委員会に着目し、その組織のもとに、連絡協議会を組織することを構想し、実現に向けて努力して

きた。

今年度の研究により、1) 災害時小児周産期リエゾン連絡協議会 (JADL-P)は正式発足し、自立的な活動を開始した。今後、災害時小児周産期リエゾンの増加と各都道府県での活動の活発化とともに、平時におけるリエゾン間の情報交換及び再研修の場の提供等、本協議会の役割は次第に大きくなっていくものと考えられる。

E 結論

災害時小児周産期リエゾン連絡協議会 (JADL-P)の正式発足を支援し、それを実現させた。

F.健康危険情報

特になし。

G.研究発表

1. 論文発表 なし

2. 学会発表

1)海野信也 災害時に母子を守るための取り組み
一平時の準備と発災時の対応について一 第 5
5 回日本周産期・新生児医学会学術集会
ランチョンセミナー17 2019年7月15日

2)海野信也 「周産期領域の災害対策—自助・共助・公助のあり方」葛飾区産婦人科集談会
葛飾区産婦人科集談会 2019年9月20日

H. 知的財産権の出願・登録状況 なし

(別紙)

2019年7月13日

災害時小児周産期リエゾン連絡協議会

第1回幹事会 議事次第

- 主催：日本小児医療保健協議会（四者協）合同委員会 小児・周産期災害医療対策委員会・災害時小児周産期リエゾン連絡協議会
- 共催：令和元年度厚生労働科学研究費補助金（地域医療基盤開発推進研究事業）「災害時小児・周産期医療体制の構築と認知向上についての研究」（研究代表者 海野信也（北里大学医学部））・日本周産期・新生児医学会災害対策委員会
- 開催日時：2019年7月13日（土曜） 13時50分より15時20分
- 開催場所：キッセイ文化ホール（長野県松本文化会館 長野県松本市水汲 69-2）
 - ◇ 3階 第1会議室（第55回日本周産期・新生児医学会学術集会 第4会場）
- 議事（予定）
 - 日本小児医療保健協議会よりのご挨拶 田口智章
 - 【報告】災害時小児周産期リエゾン連絡協議会発足までの経緯・内規・運営細則の説明（資料1、資料2） 海野信也
 - 【協議】仮議長の選任
 - 【協議】代表幹事の選任
 - 【協議】監事・副代表幹事の推薦・承認
 - 【協議】今後の活動予定について
 - ◇ 災害時小児周産期リエゾン連絡協議会の今後の活動について（資料3）
 - ◇ 災害時小児周産期リエゾン連絡協議会への入会申請の推進について（資料4）
 - ◇ その他
 - その他

以上

添付資料

- 1) 災害時小児周産期リエゾン連絡協議会 運営内規
- 2) 災害時小児周産期リエゾン連絡協議会 細則
- 3) 災害時小児周産期リエゾン連絡協議会の今後の活動について
- 4) 災害時小児周産期リエゾン連絡協議会への入会申請の推進について

【災害時小児周産期リエゾン連絡協議会事務局】

日本小児医療保健協議会（四者協）合同委員会

小児・周産期災害医療対策委員会

日本小児期外科系関連学会協議会（JAPSS）

会長：田口智章、事務局：松瀬実紗

(資料 1)

2018年12月20日制定

2019年4月5日改正

災害時小児周産期リエゾン連絡協議会 運営内規

日本小児医療保健協議会(四者協)小児・周産期災害医療対策委員会

1. (名称及び所属) 本会の名称を、災害時小児周産期リエゾン連絡協議会とする。本会は、日本小児医療保健協議会(四者協)小児・周産期災害医療対策委員会(以下、四者協小児・周産期災害医療対策委員会)の下部組織である。
2. (目的) 本会は、大規模災害発生時の小児医療・周産期医療提供体制の確保と早期復興に向けた適切かつ迅速な活動のために、小児・周産期領域の災害医療を担う人材である災害時小児周産期リエゾン及びそれに相当する役割を果たす専門家に対して情報交換・共有できる機会を提供することを目的とする。
3. (事業) 本会は、その目的を達成するため以下の事業を行う。
 - ① 災害時小児周産期リエゾン連絡協議会の開催
 - ② 災害時小児周産期リエゾンに関する情報提供・交換・共有
 1. 平時の活動内容に関すること
 2. 発災時の活動内容に関すること
 - ③ 災害時小児周産期リエゾンに関する社会及び国、自治体等への情報発信
 - ④ 内外の関連団体との連絡及び提携
 - ⑤ その他、小児・周産期領域の災害医療の発展に資すること
4. (発足時の発起人) 本会の発足時の発起人は、四者協小児・周産期災害医療対策委員会及び関係学会・団体から推薦されたものとする。
5. (会員) 本会の会員は、以下のもので所定の手続を経て承認されたものとする。
 - ① 厚生労働省あるいは自治体が認定した災害時小児周産期リエゾン及びそれに相当する業務を担当しているもの
 - ② 厚生労働省あるいは自治体が主催した災害時小児周産期リエゾン養成講習会及びそれに相当する講習会の修了者
 - ③ 自治体で小児周産期領域の災害対策を担当しているもの
 - ④ 小児医療・周産期医療領域の学会・団体に災害対策を担当しているもの

- ⑤ 本会発起人会あるいは幹事会で認められたもの
 - ⑥ その他、小児周産期領域の災害対策に関心をもつもの
6. (入会) 本会の会員となることを希望するものは、別に定める所定の用紙に必要事項を記入し、事務局に申請する。入会の可否は代表幹事が判断し申請者に通知する。疑義がある場合は幹事会における協議を経て決定する。
7. (役員) 本会に以下の役員をおく。
- ① (幹事) 幹事は、四者協小児・周産期災害医療対策委員会及び関係学会・団体から推薦されたものとする。幹事は本会の業務運営を分担して担当する。幹事の任期は3年とするが、再任を妨げない。幹事の定員及び役割分担は別に定める。
 - ② (代表幹事) 代表幹事は幹事の互選により選出される。代表幹事は本会を代表し、幹事会及び連絡協議会の議長となる。代表幹事は本会の活動について、四者協小児・周産期災害医療対策委員会に対して定期的及び必要時に報告を行う。代表幹事の任期は3年とし、再任を妨げない。
 - ③ (監事) 監事は、代表幹事から推薦され、幹事会で承認されたもの3名以内とする。監事は本会の事業及び会計の監査を行う。業務の詳細は別に定める。
8. (組織) 本会に以下の組織を置く。
- ① (幹事会) 幹事会は、代表幹事、幹事、監事、事務局で構成される。幹事会は通信で開催することができる。幹事会運営の詳細は別に定める。
 - ② (連絡協議会) 連絡協議会を年に1-3回開催する。
9. (事務局) 本会の発足時事務局を日本小児期外科系関連学会協議会事務局(九州大学大学院医学研究院小児外科学分野医局内(〒812-8582 福岡県福岡市東区馬出 3-1-1))に置く。
10. (内規の改正) 本内規の改正には、幹事会における協議を経て、四者協小児・周産期災害医療対策委員会での承認を必要とする。

(資料 2)

2019年4月5日

災害時小児周産期リエゾン連絡協議会 細則

日本小児医療保健協議会(四者協)小児・周産期災害医療対策委員会

1. (幹事の定員、選任) 幹事の定員は 12 名から 20 名とする。幹事は、関係学会・団体から推薦されたもの、日本小児医療保健協議会(四者協)小児・周産期災害医療対策委員会から推薦されたものを候補者とし、四者協小児・周産期災害医療対策委員会が決定する。
2. (幹事会の運営) 幹事会は、その成立のために過半数の出席を要する。テレビ会議による参加は出席と認められる。議決は出席幹事の過半数をもって行う。幹事会はメーリングリスト等を用いて通信で行うことができる。通信幹事会の議決には、全幹事の 3 分の 2 の投票及び投票数の過半数の賛成が必要となる。
3. (幹事の役割分担) 代表幹事は幹事の互選で選任する。代表幹事の指名により副代表幹事を 2 名おくことができる。副代表幹事は、代表幹事が事故あるときにその業務を代行する。各幹事の業務内容は幹事会で決定する。
4. (監事の業務) 監事は、本連絡協議会の運営、事務局業務及び会計を監査し、幹事会及び四者協小児・周産期災害医療対策委員会に報告する。監事は、本連絡協議会のすべての会議に出席し意見を述べることができる。
5. (入会申請用紙) 入会を希望する者は、別紙 1 で示す入会申請用紙に、氏名、所属組織、連絡先、小児周産期領域の災害対策との関わり等を記載し、事務局に提出する。
6. (細則の改正) 本細則の改正には、幹事会における協議を経て、四者協小児・周産期災害医療対策委員会での承認を必要とする。

(別紙 1)

災害時小児周産期リエゾン連絡協議会 入会申請用紙

申請年月日	年 月 日		
氏名	漢字		ひらがな
所属組織名			
職種・専門領域			
連絡先	メールアドレス	① ②	
	電話番号		
小児周産期領域の災害対策との関わり (該当するものに○をつけてください。 重複回答可)	A	自治体が認定した災害時小児周産期リエゾンである。またはそれに相当する業務を担当している。	
	B	厚生労働省あるいは自治体が主催した災害時小児周産期リエゾン養成講習会及びそれに相当する講習会を修了した。	
	C	国または自治体で小児周産期領域の災害対策を担当している。	
	D	小児医療・周産期医療領域の学会・団体で災害対策を担当している。	
	E	その他、小児周産期領域の災害対策に関心がある。	
事務局使用欄			

(災害時小児周産期リエゾン連絡協議会第1回幹事会・資料3)

(資料 3)

2019年7月13日

災害時小児周産期リエゾン連絡協議会の今後の活動について

厚生労働科学研究「災害時小児・周産期医療体制の構築と認知向上についての研究」

研究代表者 海野信也(北里大学医学部)

- 本協議会の事業内容（運営内規 第3条より）
 1. 災害時小児周産期リエゾン連絡協議会の開催
 2. 災害時小児周産期リエゾンに関する情報提供・交換・共有
 - 平時の活動内容に関すること
 - 発災時の活動内容に関すること
 3. 災害時小児周産期リエゾンに関する社会及び国、自治体等への情報発信
 4. 内外の関連団体との連絡及び提携
 5. その他、小児・周産期領域の災害医療の発展に資すること

- 2019年度 活動案
 1. 幹事会の活動基盤の整備：幹事会メンバーリストの作成
 2. 災害時小児周産期リエゾン連絡協議会 入会申請の推進
 3. 会員に対する情報提供・交換・共有の基盤となるメンバーリストの作成・メンバーリスト運営に必要な規定等の整備
 4. 会員への情報提供の開始
 5. 災害時小児周産期リエゾン連絡協議会の開催に向けた準備
 6. その他

災害時小児周産期リエゾン連絡協議会への入会申請の推進について

厚生労働科学研究「災害時小児・周産期医療体制の構築と認知向上についての研究」

研究代表者 海野信也(北里大学医学部)

- 厚生労働省災害時小児周産期リエゾン養成研修会受講者への勧奨
 - 本協議会への氏名及びメールアドレスに関する情報の提供に同意が得られている
平成30年度受講者：本協議会事務局からの案内の送付
 - 平成28年度・平成29年度受講者：研修会事務局の国立病院機構災害医療センターDMAT事務局に案内の送付を依頼
 - 令和元年度以降の受講者：研修会の際に案内を配布
- 関係団体主催の災害医療関係の講演会・講習会等における案内の配布
- 関係団体に対して、ウェブサイト等を介した会員等への情報提供を依頼

災害時小児周産期リエゾン連絡協議会 入会のご案内

2019年7月13日に日本小児医療保健協議会 小児・周産期災害医療対策委員会（以下、四者協小児・周産期災害医療対策委員会）の下部組織として、災害時小児周産期リエゾン連絡協議会が発足しました。

四者協小児・周産期災害医療対策委員会は、日本小児科学会・日本小児科医会・日本小児保健協会・日本小児期外科系関連学会協議会・日本小児外科学会、日本小児救急医学会・日本周産期・新生児医学会・日本新生児育成医学会・新生児医療連絡会・日本小児看護学会・日本産婦人科学会・日本産婦人科医会等の小児・周産期領域の学会・団体の災害対策部署の連合体として活動しており、2016年2月に関係学会・団体から厚労省に提出された『「災害時小児周産期リエゾン」設置の要望書』の原案を作成した実績をもっています。

本協議会は、大規模災害発生時の小児医療・周産期医療提供体制の確保と早期復興に向けた適切かつ迅速な活動のために、小児・周産期領域の災害医療を担う人材である災害時小児周産期リエゾン及びそれに相当する役割を果たす専門家に対して情報交換・共有できる機会を提供することを目的としており、以下のような事業を行う予定になっています。①災害時小児周産期リエゾン連絡協議会の開催 ②災害時小児周産期リエゾンに関する情報提供・交換・共有 ③災害時小児周産期リエゾンに関する社会及び国、自治体等への情報発信 ④内外の関連団体との連絡及び提携 ⑤その他、小児・周産期領域の災害医療の発展に資すること。

つきましては、以下の方に是非、ご入会いただきたくご案内を申し上げます。入会申請される場合は、「災害時小児周産期リエゾン連絡協議会 入会申請用紙」にご記入の上、本協議会事務局までお送りください。

- ① 厚生労働省あるいは自治体が認定した災害時小児周産期リエゾン及びそれに相当する業務を担当している方
- ② 厚生労働省あるいは自治体が主催した災害時小児周産期リエゾン養成講習会及びそれに相当する講習会を修了されている方
- ③ 自治体で小児周産期領域の災害対策を担当されている方
- ④ 小児医療・周産期医療領域の学会・団体に災害対策を担当されている方
- ⑤ 本会発起人会あるいは幹事会で認められた方
- ⑥ その他、小児周産期領域の災害対策に関心をもっている方

以上

送付先：九州大学大学院医学研究院小児外科学分野医局内

災害時小児周産期リエゾン連絡協議会事務局

FAX：092-642-5580

E:mail：ped-surg@pedsurg.med.kyushu-u.ac.jp

災害時小児周産期リエゾン連絡協議会 入会申請用紙

申請年月日	年 月 日		
氏名	漢字		ひらがな
所属組織名			
職種・専門領域			
連絡先	メールアドレス	③ ④	
	電話番号		
小児周産期領域の災害対策との関わり (該当するものに○をつけてください。 重複回答可)	A	自治体が認定した災害時小児周産期リエゾンである。またはそれに相当する業務を担当している。	
	B	厚生労働省あるいは自治体が主催した災害時小児周産期リエゾン養成講習会及びそれに相当する講習会を修了した。	
	C	国または自治体で小児周産期領域の災害対策を担当している。	
	D	小児医療・周産期医療領域の学会・団体に災害対策を担当している。	
	E	その他、小児周産期領域の災害対策に関心がある。	
事務局使用欄			

災害時小児周産期リエゾン連絡協議会第1回幹事会議事録

- 開催日時：2019年7月13日（土曜） 13時50分より15時20分
- 開催場所：キッセイ文化ホール（長野県松本文化会館 長野県松本市水汲69-2）
3階 第1会議室（第55回日本周産期・新生児医学会学術集会 第4会場）
- 出席者 井田孔明、伊藤友弥、伊藤隆一、海野信也、大木 茂、菅原準一、鈴木真、田口智章、津田尚武、中井章人、並木由美江、岬 美穂、米倉竹夫、和田和子
(50音順、敬称略)
- 議事
 1. 日本小児医療保健協議会合同委員会の田口幹事より開会のご挨拶があった。
 2. 資料1、資料2に基づいて、海野幹事から災害時小児周産期リエゾン連絡協議会発足までの経緯・内規・運営細則の説明が行われた。
 3. 和田幹事が仮議長に立候補し、選任された。
 4. 幹事の互選により、井田幹事が代表幹事に選任された。
 5. 井田代表幹事により、田口幹事が監事に、海野幹事と米倉が副代表幹事にそれぞれ推薦され、承認された。
 6. 資料3、資料4に基づいて海野幹事から今後の活動予定についての説明が行われ、それについて以下のような意見が出された。
 - (ア) 災害時小児周産期リエゾン連絡協議会への入会申請については、義務化を原則とし、リエゾン研修講習会の参加者に入会を勧めるだけでなく、都道府県の災害関連の担当部署に連絡をして、行政側から各都道府県のリエゾンに任命された人に入会を要請するように働きかけるべきである。
 - (イ) 連絡協議会に入会した会員メーリングリストの利用については、実際に災害が起きた場合には、その都度必要なメーリングリストを構築するべきであり、災害時には会員メーリングリストを安易に運用するべきではない。
 - (ウ) 今後、実際に連絡協議会を行う場合、具体的にはいつ頃、どれくらいの参加人数を想定しているのか、という質問が出された。
 7. それぞれの意見について、審議の結果、以下のような方針が決定した。
 - (ア)については、厚生労働省医政局の祝原先生に、医政局から都道府県の担当部署を通じてリエゾンの連絡協議会への入会要請をしていただけるかどうかを問い合わせてみることになった。
 - (イ)については、会員メーリングリストは平時の利用を念頭に置いて作成され、主に事務連絡などの情報共有のツールとして利用するものであり、災害時の連絡のために利用するものではないことが幹事会において確認され、入会推進の際にも会員に対してそのような説明を行うことになった。
 - (ウ)については、代表幹事、副代表幹事を中心としたメンバーで、今後行う連絡協議会の具体的案を検討し、幹事会で継続審議することになった。